

専門部会等での意見一覧とその対応

参考資料

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案(案) 該当ページ
1	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	SDGsの視点を計画にどのように取り入れていくのか。	本文中に、施策方針毎にSDGsのアイコンを掲載。	P19～47
2	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(成果指標の見直しの方向性について) 目標ごとに定量的な検証指標を設定する場合、例示してもらわないとイメージできない。これは簡単に設定できないと思っている。指標との関係は複合的、総合的である。目標ごとに1対1にはならないような気がする。また、当初の目標設定をドラスティックに変えてしまってもいいのかという懸念もある。 ⇒目標と指標の関係を整理してはどうか。	目標と指標の関係を示し、設定した目標に対する指標として適切かどうか整理する。目標との関連性が弱いものについては、指標の見直しを検討することとする。 ⇒細かい作業については、第2回住生活基本計画部会の中で審議	P47
3	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰの説明文「誰もが住宅に困窮することのない、いつでも安心なくらしを目指します。」について) "住宅"ではなく、"住まい"という表現が適切なのではないか。また、"困窮"という表現を"安心を感じる"など、何か他の言い方ができないか。	委員から提案いただいた「誰もがいつでも住まいを確保できる安心なくらし」に修正。 →第1回本会での意見を踏まえ、最終的には「誰もがいつでも住まいを確保でき、お互い支え合う安心なくらし」となった。	P18
4	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱの説明文「長く住み続けることができる住まい、適正に管理されている住まいを目指します。」について) 「適正に管理」とあるが、施策方針に合わせて「適正に維持管理」としなくていいか。この基本方針Ⅱだけ他とは違い、2段書きになっているので、違和感があるため、「適正に維持管理され、長く住み続けることができる住まい」はどうか。	委員から提案いただいた「適正に維持管理され、長く住み続けることができる住まい」に修正。	P18
5	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲの説明文「利便性が高く、ずっと住み続けたいまちを目指します。」について) コミュニティの話が入っていない。利便性が高いから必ずしも住みやすいとは限らない。地域コミュニティがないと住み続けられない。地域コミュニティがあることで安心して住み続けられるということだと思う。「地域の魅力あふれる、ずっと住み続けたいまち」とし、「地域の魅力」の中に、利便性もコミュニティも含むということとする。	委員から提案いただいた「地域の魅力あふれる、ずっと住み続けたいまち」に修正。	P18
6	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ施策方針3-1について) 「災害時への備え」とあるが、これは何の備えなのか。「災害時の〇〇への備え」という表現が必要なのではないか。	内容としては、現計画に掲載している「緊急時に備えた暮らしの支援」「緊急時に備えた住宅の確保」を想定しているため、「緊急時の安心な暮らしへの備え」へ変更。 →第1回本会後に、表現が分かりにくいとのご意見をいただき、「災害時に安心な暮らしを確保するための備え」とした。	P20
7	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標3について) 「緊急時の安心な暮らしの実現」について、災害時に「安心」はなく、違和感がある。	災害時でも居場所がある＝安心して暮らせるというイメージであり、災害時でもより安心な暮らしを目指すという意味を込め、「災害時でも安心な暮らしを実現」へ修正。	P21
8	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ施策方針3-2について) 「緊急時の住宅確保に対する支援」と記載してあるが、災害時には福祉施設などに避難や居住する場合もあり、行き先が"住宅"とは限らないのではないか。	住宅だけでなく、福祉施設などに避難や居住することもあるため、「住まい」という表現に修正。	P25
9	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	施策体系の中に、「緊急時」と「災害時」が混在しているが、使い分けの整理はどうなっているのか。	「災害時」と「緊急時」が混在していたため、「災害時」に統一。	P25
10	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	施策体系の中に、「住まい」と「住宅」という表現が混在しているが、「住宅」というと非常に限定されたイメージがあるため、「住まい」という表現で統一してはどうか。この使い分けの意図はどういうことか。	「住宅」：建築物・ハードとしての意味 「住まい」：住宅や、そこで営まれる住生活を含むものとして整理した。	P20

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案(案) 該当ページ
11	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ施策方針4-2について) 「人を支える地域や事業者等への情報発信」との記載があるが、「人を支える」ではなく「暮らしを支える」ではないか。	「暮らしを支える地域や事業者等への情報発信」へ修正。	P27
12	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ施策方針2-3について) 「分譲マンションの適切な維持管理」とあるが、厳密な定義だとマンションは3階建て以上とあるので、低層なものや小規模な分譲の共同住宅が漏れてしまうのではないかと。「分譲マンション等」という表現はどうか。	本市の事業では、区分所有者が5人以上存在するものを分譲マンションと定義しており、その条件に当てはまれば低層であってもマンションに該当すると考える。 ご意見を踏まえ、「分譲マンション等」に修正。	P33
13	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ施策方針3-1、3-2について) 3-1「空家等問題の発生・管理不全の抑制」と3-2「管理不全な空家等の適切な維持管理、除却の強化」はどう違うのか。	3-1は空家等発生の抑制(予防的なこと)で、3-2は抑制できなかった後(空家等になった後)の対応について記載することを考えております。	P34
14	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ施策方針1-2について) 「誰もが”移動しやすい”公共交通の充実」とあるが、「移動しやすい」というよりも使いやすいということなのではないか。移動だけでなく、アクセスしやすいとか使いやすいという意味へ変更してはいかがか。	アクセスしやすい・使いやすいという意味合いであるため、「誰もが”利用しやすい”公共交通の充実」に修正。	P38
15	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ施策方針2-4について) 「地域コミュニティの維持・向上」とあるが、維持するだけではなく、新たにコミュニティを作らなければならないところもあるのではないかと。例えば災害住宅など。新規コミュニティ形成も含んだ表現になるよう、「維持」を削除してはどうか。	「地域コミュニティの向上に向けた地域活動の促進」へ修正。	P43
16	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ施策方針2-1について) 「低炭素まちづくり」とあるが、市民から見ると分かりにくいかもしれない。熊本市低炭素都市づくり戦略k定格(以下、「低炭素計画」)に基づくものであれば、「低炭素」の表現を残した方がいいが、「環境に配慮した」の方が分かりやすいのではないかと。	施策方針2-1に記載する取組の内容を確認したところ、低炭素計画に基づくものと、低炭素計画に記載がないものが混在していた。より市民の方に分かりやすい表現として「環境に配慮した」に修正。	P40
17	住生活基本計画	第1回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ施策方針4-2、基本方針Ⅲ施策方針3-2、3-3について) 「情報共有」「情報提供」が混在しているが、情報を提供して、共有するという意味で「情報提供・共有」という表現に統一してはどうか。	「情報提供・共有」に修正。	P20
18	住生活基本計画	第1回本会	(基本方針Ⅰの説明文について) 基本方針Ⅰ「誰もがいつでも住まいを確保できる安心な暮らし」について、施策方針に記載されているコミュニティや支え合うという部分が入っていないため、その点を追加した方がいいと思う。提案として「誰もがいつでも住まいを確保でき、お互い支え合う安心な暮らし」はいかがか。	ご意見を踏まえ、基本方針Ⅰの説明文を修正済。	P18
19	住生活基本計画	第1回本会	(基本方針Ⅱの説明文について) 「省エネ等の性能を備えた」とあるが、「省エネ・ZEH等」とZEHを追加することを提案したい。(昨年、閣議決定された第5次エネルギー基本計画の中で、住宅については2020年までに注文戸建て住宅の半数以上、2030年までに新築住宅の平均でZEHを目指すこととなっている。本方針は長期的なものであるため、ZEHを加えたほうが良いと考える。なお、ZEHについては3省(国交省・経産省・環境省)合同で補助制度も開始されている。)	基本方針Ⅱの説明文の中に、「ZEH」を追記。	P18
20	住生活基本計画	第1回本会	(基本方針Ⅲの説明文について) 大きく言うと利便性の向上(目標1の内容)と本市の特徴を活かしたまちづくり(目標3)で構成されているが、目標2の部分が抜けている気がするため、地域コミュニティの維持を盛り込みたい。	基本方針Ⅲの説明文の中に、「地域コミュニティの維持」という文言を追記。	P18

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案(案) 該当ページ
21	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(検証指標の設定について) 目標に対し、指標を1対1で設定するのは無理があるのではないか。 目標に対し複数の指標を設け、達成出来たものと出来なかったものを見える化し、 取り組みの中でどこが足りないか明確にすることが大切である。	1つの目標に対して、複数の指標を用いて検証することとする。	P47
22	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標2「誰もが安心して心豊かに暮らせる環境の実現」に対する指標について) 「誰もが・・・」という目標なので、高齢者に加え、子育てと障がい者に関する指標も加える方針とする。 →(子育て世帯に関する指標について)「子育てが楽しいと感じる市民の割合」 や、子ども食堂の数、子育てサロンといった数を指標とすることも考えられるのではないか。	基本方針Ⅰ目標2の指標を「・住民主体の高齢者の通いの場の数、・地域子育て支援拠点施設利用者数、・障がい者サポーターの登録者数」に設定しました。	P47
23	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標3「災害時でも安心な暮らしを実現」に対する指標について) 自主防災クラブでどんな活動をするかが重要であり、結成率よりもどれだけ訓練参加者がいたか、その数の方が大事だと思う。	基本方針Ⅰ目標3の指標を「避難所運営組織(校区防災連絡会)の設立数」に設定しました。 ※避難所運営組織(校区防災連絡会)は、災害時に迅速な避難所の開設・運営ができるよう小学校区ごとに設けられるもの。日ごろからの防災体制の強化に取り組み、「避難所運営委員会」を組織し、地域の特性を生かした「避難所運営マニュアル」を作成する。	P47
24	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標4「誰にでも届く暮らしの情報発信」に対する指標について) 指標のひとつは「住まいのホームページアクセス件数」で良いだろう。それにプラスして、直接的に情報提供すること(相談会など)に関する指標を一つ加える方針とする。 →居住支援法人での窓口相談件数というのは指標として設定できるのではないか。	全体に係る指標として「住生活に関するホームページアクセス件数」を設定し、基本方針Ⅰ目標4の指標を「あんしん住み替え相談窓口(熊本市居住支援協議会)での物件成約件数」に設定しました。	P47
25	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ目標1「災害時の備えにもつながる住宅の質的向上」に対する指標について) 「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」と設定しているが、中古住宅についても触れるべきではないだろうか。 →中古住宅は耐震改修が重要であるため、中古住宅については耐震改修率が指標として良いのではないかと。 →耐震化率は指標として入れて、それに長期優良住宅の認定数等をプラスアルファとして加える方針を進める。	基本方針Ⅱ目標1の指標を「・住宅の耐震化率、・新築住宅における認定長期優良住宅の割合」に設定しました。	P47
26	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ目標2「良質な住まいの長寿命化に向けた維持管理」に対する指標について) 「滅失住宅の平均築後年数」を指標として設定しているが、建物が解体される理由として、実際は古くなって使えなくなったからではなく、開発等を理由にまだ使えるにも拘わらず解体せざるを得なかったといったものがかなり多く、住宅の長寿命化がかならずしも反映されているわけではないようだ。 →戸建以外は、長く使うために長期修繕計画を立てたり、維持保全をやっているというのが指標としてあてはまると思うが、戸建だとそういう計画等はなかなか難しい。 →戸建に関していえば、長期優良住宅の認定では維持保全計画も必要事項となっているので、唯一それが戸建の保全の計画だろう。 →目標2に対する指標にも、戸建に関しては長期優良住宅の認定割合を絡める。集合住宅については築年数の統計とする方針を進める。	基本方針Ⅱ目標2の指標を「住宅の腐朽・破損率」に設定しました。	P47

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案(案) 該当ページ
27	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針II目標3「空き家対策の推進」に対する指標について) 「既存住宅の流通シェア」も指標に入れてはどうか。 →空家率は指標として必要ないか。 →空家率は今後上がる一方だろう。それに対する対策をどうとるかという意味で、「住宅の腐朽・破損率」と「既存住宅の流通シェア」を指標とする考えはあるかもしれない。社会的にも話題になる。	基本方針II目標3の指標を「・空き家の腐朽・破損率、・持ち家を取得する際の中古住宅購入割合」に設定しました。 ※第2回住生活基本計画部会時に検討していた「既存住宅の流通シェア」は、賃貸住宅を含む新設の住宅着工戸数に大きく左右されることや、住生活基本計画(全国計画)の指標から削除されていたため、「持ち家を取得する際の中古住宅購入割合」の方が指標としてより適切であると判断しました。 ※既存住宅の流通シェア=中古住宅取得数/(中古住宅取得数+新設住宅着工数(賃貸住宅を含む))	P47
28	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針II目標4「住まいについての意識啓発や知識の向上」に対する指標について) ホームページのアクセス件数は情報発信に関する目標すべてに関わってくるので、それぞれの基本方針毎の目標の内容に応じたページを設定し、そのアクセス件数を指標とする。 それにプラスして、まずは場を設けるということで、提案された「住まいに関する情報提供の場の創出」も追加すると良いのかもしれない。	全体に係る指標として「住生活に関するホームページアクセス件数」を設定し、基本方針II目標4の指標を「住まいに関する情報提供の場の創出」に設定しました。	P47
29	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針III目標1「多核連携都市の実現に向けたまちづくり」に対する指標について) 指標として「居住誘導区域内の人口密度」を設定しているが、多核連携が成り立つためには、公共交通が機能している必要もあるため、公共交通の利用率も指標として加えてよいのではないだろうか。核にどれだけ人がいるか、それがどう連携しているかの2段階構えでも良いのではないか。	基本方針III目標1の指標を「・居住誘導区域内の人口密度、・公共交通機関の年間利用者数」に設定しました。	P47
30	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針III目標2「住環境を向上させるまちづくりの推進」に対する指標について) 大きくとらえると、市民が住環境や地域環境に満足しているかどうかが一番対応していると思う。 →他都市の計画では、「住環境に対する総合満足度」という指標を用いている都市がある。この指標は、5年毎に行われる住生活総合調査の項目としてあるようである。 →住生活総合調査は5年に一度ということであれば、毎年確認できるであろう自治会加入率もプラスアルファで指標として入れても良いのではないか。 →それらを合わせて、指標は「住環境に対する総合満足度」と「自治会加入率」の2つを設定しよう。	基本方針III目標2の指標を「町内自治会の加入率」に設定しました。 ※第2回住生活基本計画部会時に検討していた「住環境に対する総合満足度」は、国の調査データの2次利用・分析等が必要となるなど、数値の算出が困難であった。また、他の指標を検討したが、市民の住環境や地域環境への満足度に関する指標は見当たらず、基本方針IIIの検証指標である「本市に住み続けたいと感じる市民の割合」に含めることとしたい。	P47
31	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針III目標3「くまもとの魅力あふれるまちづくり推進に向けた情報提供」に対する指標について) 移住定住の話があるが、市外に対して情報提供ということであれば、11月に開催される熊本大内覧会への申込み数等に関する指標もあれば、広く情報を発信しているといえるのではないか。 →ホームページの中で、移住定住促進やまちづくりに関するページのアクセス数がピックアップできると良いのだが。 →移住者はまずホームページをチェックするとおもう。 →移住定住に関する(外向けの)指標が1つ、市民(内)向けの指標が1つという。2つの情報提供が必要である。	全体に係る指標として「住生活に関するホームページアクセス件数」を設定し、基本方針III目標3の指標を「合同就職面談会による来場者数」に設定しました。	P47

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案(案) 該当ページ
32	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	素案には取組ごとに担当課の名称が書かれているが、(復興総室や震災住宅支援課など)今後課の名称が変わる可能性もあると思う。その場合は修正対応するのか。	計画見直しの最終段階で、課名の変更がわかるものは修正対応する予定。	—
33	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標3施策方針3-2について) 10月1日の内閣府の告示で、災害救助法の施行令が変わって名称が「建設型応急住宅」と「賃貸型応急住宅」になったため、反映させた方が良い。	ご指摘のとおり修正済	P25
34	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(SDGsについて) ・住まい確保に向けた入居支援については住宅セーフティネットが貧困の方への支援も含まれると思うが、施策方針のSDGsのマークを示しているところに貧困対策に該当するものが無い。どこまでSDGsを反映するかという問題もあるが、そこが気になった。	外務省発行の「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」によると、貧困に対する取組は、例えば子どもの貧困対策や若年者の雇用対策などが関係すると思われるため、住生活基本計画には貧困に関するアイコンは掲載しておりません。 しかし、ご意見の通り住宅セーフティネットは低額所得者等の貧困の方も対象であるため、適切な支援に取り組んでまいります。	—
35	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	図の解像度が悪く、見づらい部分がある。また、表やグラフについては高齢者等にも見やすいような表現にしてほしい。	適宜対応します。	—
36	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標1施策方針1-3について) 「家賃滞納等への不安から民間賃貸住宅で入居を拒まれる方・・・」とあるが、家賃滞納があると民間賃貸住宅への入居ができないのは当たり前なので、「様々な理由により民間賃貸住宅で・・・」といった表現の方が良いのではないかと。	ご意見を踏まえ「民間賃貸住宅の賃貸人が抱く経済面や生活トラブルへの不安等により民間賃貸住宅で・・・」に修正	P23
37	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅰ目標4について) ホームページやSNSを使えない方へは、相談窓口等での情報提供について書かれているが、相談窓口にも行けない方がいる。そういった方は支援者を通じて情報を受け取るしかない。そういった方に対する情報提供についても記載してもらいたい。	ご意見を踏まえ、施策方針4-2「暮らしを支える地域や事業者等への情報発信」の記載内容を修正	P27
38	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ目標1について) 令和12年(2030年)までにすべての住宅をZEH化、公共建築物については令和2年(2020年)までにZEH化ということがエネルギー基本計画で閣議決定しているため、それを受けた表現を本文に入れていただけるとありがたい。	ご意見を踏まえ、施策方針1-1「新築における質的向上の促進」の記載内容を修正	P30
39	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	公営住宅のZEH化については、資源エネルギー庁でもピンポイントで議論はされていないが、本来であれば公共建築物の側面があるので、一般の住宅よりも先にZEH化という取組をされても良いのではないかと。いずれにしてもパリ協定を受けた成長戦略では、令和32年(2050年)までにストック平均ZEH化ということを目指すことと示されているので、それを意識した表現としていただければと思う。	ご意見を踏まえ、第4章第2節第1項「市営住宅の供給及び入居適正化」の「4. 具体的な取り組み (1) 市営住宅の整備における取組み ④環境に配慮した市営住宅の整備」にZEH化に関する内容を記載	P58
40	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	今年の7月の省エネ法改正により、住宅については省エネに関する説明義務化が令和3年(2021年)4月から施行されるので、それを受けた指標(基準適合率等)を国が設定されると思う。市の方での指標設定は難しいと思うが、基準適合率の向上に向けて何かしら表現していただければと思う。	ご意見を踏まえ、施策方針1-1「新築における質的向上の促進」の記載内容を修正	P30
41	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ目標1施策方針1-2について) 「住宅の衛生、健康対策等の促進」とあるが、カビやダニの問題よりもヒートショックの問題の方が話題になっている。シックハウスについてはかなり解決していて、どちらかというと既存住宅の断熱改修によるヒートショック防止の方が重要。現在、3省連携でスマートウェルネスという事業も進められているため、その視点も入れた方が良い。	ご意見を踏まえ、施策方針1-2「良質な既存住宅整備の促進」の「○住宅の健康、衛生対策等の促進」にヒートショック防止について記載	P31

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案(案) 該当ページ
42	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ目標4施策方針4-1について) 「様々な年代に対して情報提供を・・・」と書かれている。様々な年代に子どもの視点が足りないのではないかという意見もあるので、その視点も入れてもらいたい。	ご意見を踏まえ、施策方針4-1「市民に対する意識啓発の推進や情報発信」に「子どもたちも含めたすべての方へ届く情報提供等」を記載	P35
43	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅱ目標4施策方針4-1について) 「・・・住まい方等について考える機会を広く提供するため、様々な団体を通してすべての方に理解できるように情報提供を・・・」としてはいかがか。 市からの情報提供だけだと非常に対象が限られると思う。様々な団体を通して情報を提供した方がより伝わると思う。	ご意見を踏まえ、施策方針4-1「市民に対する意識啓発の推進や情報発信」に「住環境、住まい方等について考える機会を広く提供するため、様々な関係団体等とも連携を図り」を記載	P35
44	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	素案の余白に、空家を活用したリノベーションの事例を掲載してはどうだろうか。	計画に掲載できるような事例を探しているところです。	—
45	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ目標1施策方針1-1について) 「居住誘導区域への居住の誘導」の説明文に、居住誘導区域外のフォローに関する文もあった方が良い気がする。都市マスタープランや立地適正化計画に記載があったと思うので、検討してもらいたい。	ご意見を踏まえ、施策方針1-1「居住誘導区域への居住の誘導」に「郊外部を含めた地域生活圏全体の居住者の暮らしやすさを維持するためには・・・」を追記	P38
46	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ目標1施策方針1-2について) 「誰もが利用しやすい公共交通の充実」について、交通不便地域も対象に含められることが分かる文章にするなど、内容を充実できないか。	ご意見を踏まえ、施策方針1-2「誰もが利用しやすい公共交通の充実」に「公共交通が利用しにくい地域では、地域と協働でコミュニティ交通の導入を進め・・・」を追記	P38
47	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ目標1施策方針2-2について) 「防災対策に優れたまちづくり」の説明文の中で、宅地に関する内容も入れてもらいたい。熊本地震では建物だけでなく宅地の被害も問題となった。宅地耐震化の補助もある。総合的な安全対策の観点から、実際行っている取組については記載してもらいたい。	宅地に関する事業は、平成28年熊本地震で被害を受けた擁壁や地盤の復旧工事(被災箇所の復旧工事)を対象としたものであり、「防災対策に優れたまちづくり」は、事前の対策に関する取組を整理しているため、宅地に関する事業は掲載を見送りたい。	P41
48	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ目標3施策方針3-1について) 移住定住に関する内容のところだが、ページに余白があるので、相談会や移住ツアーなどの取組についての図を入れると、実際行っている事業が分かりやすいと思う。	ご意見を踏まえ、図を追加しました。	P44
49	住生活基本計画	第2回住生活基本計画部会	(基本方針Ⅲ目標2施策方針2-3について) 歴史・景観について書かれているが、検証指標にはそれに関する項目が無い。例えば、景観賞への応募数とか、新町古町の町屋の助成の応募数とか。何か指標として用いることができる統計が無いか、調べてもらいたい。	くまもと景観賞は、熊本市が市内の案件応募を働きかける取組みを行ってはいないようです。町屋の修景助成は、補助事業という性質上原則として予算の範囲内での実施であるため上限があり、検証指標の設定は難しいと思われます。その他歴史・景観に関する直接的な指標として適当なものは把握できませんでした。	—
50	住生活基本計画	第3回居住支援部会	計画策定後は広報をどう行うか。どのように伝えていくかを考えた方がよい。 計画を学校の授業などで教えるなどの広報は出来ないか	市政だよりや市ホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用した情報発信に努めたい。また、施策の中で、子どもたちも含めた幅広い年代の方へ住まいに関する情報発信を行うこととしております。	—
51	住生活基本計画	第3回居住支援部会	自分がおかれている状況を選んでいけば解決策にたどり着くフローチャートの様なものがあるとよい。	今後広報を行う中で、フローチャート等の作成も検討していきたい。	—
52	市営住宅長寿命化計画	第2回居住支援部会	市営住宅の単身世帯入居要件緩和について、居住支援協議会などが住宅確保要配慮者に市営住宅の入居斡旋を行う等の連携を取ることが出来れば、相談の段階で地域活動への積極的参加などについて助言を行う等の対応が出来る。	入居促進住宅の中で、事前に市営住宅課へ相談して頂き調整を行う等、運用の検討を行っていく。	—
53	市営住宅長寿命化計画	第3回居住支援部会	市営住宅や民間住宅における近居しやすくなる仕組み作り	長期空き室の入居の促進を含めた中で取り扱い等を検討する。	—
54	市営住宅長寿命化計画	第3回居住支援部会	少子高齢化に対応した市営住宅の整備について、記載が高齢者のみとなっている。少子についても記載出来ないか。	少子高齢社会における世帯構成に配慮した住宅の型別供給(1.2.3DK)の取組について記載。	P58

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案（案） 該当ページ
55	賃貸住宅供給促進計画	第2回居住支援部会	サ高住等をセーフティネット住宅に登録して家賃補助をすることで、低額所得高齢者や退院後の住まいに困る方が入居できる仕組みを考えられないか。	国の予算措置に基づく補助に限らず円滑な入居に向けた仕組みを検討していく。	P71
56	賃貸住宅供給促進計画	第2回居住支援部会	住宅確保要配慮者へのアプローチとしては、建物だけでなく、福祉制度等の人的な支援をしていかないと難しい面がある。計画の中ではハード面だけでなくソフト面もうまく記載してほしい。	①セーフティネット住宅に関する事項と②居住支援に関する事項に分けて整理した。	P71～74
57	賃貸住宅供給促進計画	第2回居住支援部会	賃貸住宅を経営したことがない医療機関が、患者を支援する具体的な方策として、登録住宅のような運営もあると啓発・広報することはよい。	不動産関係事業者だけでなく、医療機関等にもセーフティネット住宅の普及啓発を図る。	P71
58	賃貸住宅供給促進計画	第2回居住支援部会	民法改正で保証の極度額の設定が必要になり、保証人がいない方が増えるおそれがある。賃貸オーナーの努力も必要だが他の方々の協力が大切である。	賃貸人の不安解消に向けたQ&Aの作成や、居住支援法人との連携を強化し、居住支援体制の充実を図る。	P72
59	賃貸住宅供給促進計画	第1回本会	オーナーの方が家賃滞納の不安があると思うので、家賃低廉化補助があるとセーフティネット住宅が増えると思う。また、国の予算措置に基づく制度だけでなく、例えば要配慮者を受け入れるオーナーに固定資産税の減税をするなど、資金面で配慮があればもっと増えると思う。	計画策定により面積基準の緩和を行い、低廉な家賃のセーフティネット住宅の確保を図る。その後の状況を踏まえて支援策について今後検討する。	P72
60	賃貸住宅供給促進計画	第1回本会	セーフティネット住宅の登録が進まない背景には、改修費補助を受けた場合、10年間住宅確保要配慮者以外受け入れできないという制度上の問題があるので、国は制度の見直しをしてもらいたい。	国の予算措置に基づく補助に限らず円滑な入居に向けた仕組みを検討していく。	P71
61	賃貸住宅供給促進計画	第3回居住支援部会	面積基準の緩和を行うのは良いが、サイズ感が分かりにくいので、計画の中で具体例を出すなどイメージしやすい説明の仕方が必要である。	資料編に規模の参考を追加。	P102
62	賃貸住宅供給促進計画	第3回居住支援部会	サ高住は定期報告や立入検査を行うとされているが、セーフティネット住宅では入居後のケア等は考えられているのか。	何か問題があれば登録事業者への指導監督を行う。入居後のケアを熊本市で定期的に確認を行うのか、居住支援法人の見守りなどにより行うのか今後の運用の中で考えていく。	P72
63	賃貸住宅供給促進計画	第3回居住支援部会	住宅確保要配慮者の範囲は非常に広く、多様なニーズがある。入居後の住宅の狭さ等が問題となる場合も、ソフト面で柔軟にフォローできるように、制度イメージの中で円滑に取り計らっていく必要がある。	今後の事業実施において参考とし、引き続き居住支援協議会で協議していく。	P73
64	賃貸住宅供給促進計画	第3回居住支援部会	賃貸住宅のオーナー側としても今後高齢者が亡くなっていくケースを心配している。その際に身寄りが無い方は遺体をどうするかという問題や、残置物の処分も費用がかかるので、そこも含めて何らかのリスク管理が出来ていないとオーナーも貸せない。死後のケアをどうするか今後は検討していく必要がある。	今後の事業実施において参考とし、引き続き居住支援協議会で協議していく。	P73
65	賃貸住宅供給促進計画	居住支援協議会意見聴取（骨子案）	居住支援において、住宅と福祉の連携が最重要であるため、住宅整備に特化した計画ではなく、入居後の支援等の福祉面も盛り込んだ計画とするべき。	①セーフティネット住宅に関する事項と②居住支援に関する事項に分けて整理した。	P71～74
66	賃貸住宅供給促進計画	居住支援協議会意見聴取（骨子案）	「連帯保証人がいない者」を住宅確保要配慮者として追加することについては、当事者本人の居住へ向けた努力も必要であるため、計画に明記することが甘えにつながる可能性はある。住宅確保要配慮者を細かく分類分けすることによって、特殊化させてしまう。それを防ぐために、熊本市が定める要配慮者は包含的な表現で指定すべき。「居住支援協議会や居住支援法人から支援を受けるもの」といった表現が良いのではないか。	「居住支援協議会等から居住支援を受ける者」を住宅確保要配慮者の範囲に追加。	P69
67	賃貸住宅供給促進計画	居住支援協議会意見聴取（素案）	登録が進まない要因として、オーナーのメリットとリスクがわかりにくいことが考えられる。それをはっきり示すことが登録数の維持につながる。示されなければ、一時的に登録数が伸びても、維持はできないと思う。 現在示されている表面的なメリットとしては、今後空き部屋が増えていくことが予想されるため、要配慮者をターゲットにすることで空き部屋が解消されると言われているが、それだけではオーナーは登録しようとは思わない。要配慮者の入居によるリスクの解消がされないと、今のままでは登録数は増えない。	セーフティネット制度を周知する中で、わかりやすくメリット・デメリットを示していく。また、居住支援法人等によるサポートを受けられることが、オーナーのリスクを解消しオーナーが住宅を登録するメリットとなる。登録促進と併せて居住支援法人等のサポートを充実させたい。	P73

通し 番号	計画名	部会	意見内容	対応	素案（案） 該当ページ
68	賃貸住宅供給促進計画	居住支援協議会意見聴取（素案）	保証人が不要な場合でも、緊急連絡人は必ず求めたい。入居のために必要なのは、金銭的保証よりも人的保証である。それができれば意外とオーナーは入居を認めてくれる。人的保証ができるような施策を福祉部局や熊本県も併せて検討すべき。	人的保証も含め、円滑な入居に向けた仕組みを検討していく。	P71
69	高齢者居住安定確保計画	第1回居住支援部会	熊本市の高齢者の収入や居住状況、高齢者向け住宅の入居費用などを調べ、将来的に弱くなる部分を重点的に支援する計画を作成した方が良い	資料編に高齢者の年金収入、持家率、高齢者向け住宅の入居費用の調査結果を記載。低所得高齢者向け住宅が将来的に弱くなることが分かったため、サービス付き高齢者向け住宅の面積基準の緩和（改修のみ）を行い家賃の低廉化を図る旨の「サービス付き高齢者向け住宅の登録面積基準の緩和」を素案に記載。	P77
70	高齢者居住安定確保計画	第1回居住支援部会	民間賃貸住宅の活用も踏まえ、考え方を整理した方が良い	賃貸住宅供給促進計画の面積基準の緩和に併せて、終身建物賃貸借制度の面積基準の緩和を行う旨の「終身建物賃貸借制度の面積基準の緩和」を素案に記載。	P77
71	高齢者居住安定確保計画	第1回居住支援部会	賃貸としては安い物件が少なく高齢者が困っているが、民間賃貸住宅の活用も踏まえ、考え方を整理した方が良い	賃貸住宅供給促進計画に基づき、賃借人の不安解消やセーフティネット住宅の登録促進などを行う旨の「民間賃貸住宅への円滑な入居」を素案に記載。	P77
72	高齢者居住安定確保計画	第1回居住支援部会	シルバーハウジングを増やすのがコスト的に難しいのであれば、市営住宅の改修や新築の際には、バリアフリー化など誰もが使いやすいものにした方が良い	高齢者に適した住宅を増やすために、市営住宅の新築・建替えの際は全戸高度なバリアフリー化を行う旨の「市営住宅のバリアフリー化」を素案に記載。	P78
73	高齢者居住安定確保計画	第1回居住支援部会	住宅部局だけでなく福祉部局と連携して進める必要がある	福祉部局の取組である「介護サービス基盤等の整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進」を素案に記載し、住宅部局と福祉部局で連携して推進していく。	P78
74	高齢者居住安定確保計画	第1回居住支援部会	高齢者が住まいを探す上では、孤独死などが不安で受け入れてもらえないという問題があるため、高齢者の見守りは大変重要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の社会的孤立感の解消や安否確認等を図るため、民生委員をはじめとする地域の住民等が声かけや訪問を行うといった高齢者を地域で見守る体制づくりを行う旨の「地域における高齢者の見守り」を素案に記載。	P79
75	高齢者居住安定確保計画	第2回居住支援部会	計画の中にリバースモーゲージの話を入れてもらえれば、住み慣れた地域で生活を送ることに繋がる	新しい家や今ある家・土地を担保に融資を受け、住み慣れた土地に住み続ける事が出来るリバースモーゲージ型融資の普及啓発を行う旨の「高齢者が自宅に住み続けるための支援」を素案に記載。	P79
76	高齢者居住安定確保計画	第2回居住支援部会	市営住宅では高齢者への当選率の優遇、連帯保証人不要で入居可能な仕組みづくりをあげているが、加えてハード面で建物をどう増やしていくかも記載した方が良い	市営住宅約13,00戸のうち、3階建て以上の市営住宅の1階部分約2,300戸を高齢者・障がい者等優先住宅として確保しており、今後の建替えにおいても同様の取り扱いを行っていく旨の「高齢者が低所得でも入居可能な住宅の確保」を素案に記載。	P79
77	高齢者居住安定確保計画	第1回本会	自宅に住み続けられなくなり、高齢者向け住宅へ住み替えを行った際に、自宅が空き家になる。その場合の空き家対策についても記載をした方が良い	サービス付き高齢者向け住宅等への住み替えのタイミングを捉えて、これまで居住していた住宅が管理不全の空き家とならないよう発生抑制の取組を行う旨の「空き家の発生抑制」を素案に記載。	P79
78	高齢者居住安定確保計画	第1回本会	高齢者の住まいについてのイメージ図は全体を表すのでわかりやすい。市営住宅、セーフティネット住宅、高齢者対策を1つの図に表すことで、市民の方にわかりやすい計画になるのでは。	市営住宅、セーフティネット住宅、高齢者対策を1つのイメージ図にしたものを掲載。	P53
79	高齢者居住安定確保計画	第3回居住支援部会	地域包括ケアシステムの強化の部分はわかりやすい様に図を入れたらどうか	素案に図を記載。	P53
80	高齢者居住安定確保計画	第3回居住支援部会	面積基準の緩和を行うのは良いが、サイズ感が分かりにくいので、計画の中で具体例を出すなどイメージしやすい説明の仕方が必要	資料編に規模の参考を追加。	P102
81	高齢者居住安定確保計画	第3回居住支援部会	資料編を見ると各区毎に高齢化率の差があり、置かれている状況が違うので、この計画を受けて各区の詳細計画へ展開していかないと、市内一律の計画では上手くいかないのではないかとと思うが、そういった各区に対する働きかけは行っていくのか。	今後、各区の状況に応じた取組や働きかけに関して検討する。	—